

2011年5月25日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—上海市発展改革委員会公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第168号)

上海市発展改革委員会、 外商投資プロジェクトの認可権限の一部を区レベルに委譲

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は2011年4月11日付で、『上海市発展改革委員会の改訂した「上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法」を承認・転送することに関する通達』(滬府発[2011]14号、以下、『通達』という)を公布し、上海市発展改革委員会が2008年9月より施行している『上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(以下、『管理弁法』という)の改訂を実施。投資総額が3億米ドル未満の奨励類・許可類プロジェクトは原則として上海市の外商投資プロジェクト認可機関が認可に責任を負うと規定し、従来の1億米ドル未満という基準から、市レベルの認可権限の引き上げを実施しました。

さらに上海市発展改革委員会は2011年4月26日付で『外商投資プロジェクト認可権限をさらに委譲することに関する若干の意見』(滬発改外資[2011]022号、以下、『意見』という)を公布。『意見』では発展改革部門における外商投資プロジェクトの認可権限のうち、奨励類・許可類の一部を区レベルの認可機関に委譲すると規定し、上海市における外商投資プロジェクトの認可手続の簡素化を図っています。

『管理弁法』および『意見』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、手続などが上海市とは異なる可能性があります。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

近年、中国政府は外商投資に係る認可権限の地方政府への委譲を進めており、國務院は昨年4月、『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』(国発[2010]9号)を公布し、『外商投資産業指導目録』のうち投資総額が3億米ドル未満の奨励類、許可類のプロジェクトは原則として地方政府関連部門が認可を行う方針を発表。これを受け、国家発展改革委員会は昨年5月、『外商投資プロジェクトに係る認可権限委譲業務を遂行することに関する通達』(発改外資[2010]914号、以下、『914号通達』という)を公布し、3億米ドル未満の奨励類、許可類プロジェクトは別途規定のある場合を除き、省級発展改革委員会が認可を行うと明確に規定しました。

『外商投資プロジェクトに係る認可権限委譲業務を遂行することに関する通達』(発改外資[2010]914号)

1. **審査・承認権限の委譲。**元来、国家発展改革委員会が認可していた『外商投資産業指導目録』のうち投資総額(増資を含む)が3億米ドル未満の奨励類、許可類プロジェクトは、『政府が認可を行う投資プロジェクト目録』において國務院関連部門による認可が必要であると規定されているものを除き、省級発展改革委員会が認可を行う。

こうした国务院および国家发展改革委员会の動きに併せ、上海市政府も『管理弁法』の改訂を行い、『914号通達』の規定内容に基づき、3億米ドル未満の奨励類、許可類プロジェクトの認可権限を上海市レベルまで委譲。さらに『意見』では奨励類、許可類プロジェクトの認可権限の一部を区レベルの関連機関に委譲しており、上海市における認可手続の簡素化、効率化が図られるほか、審査期間の短縮も期待されます。

この度の認可権限の委譲に伴い、上海市における外商投資プロジェクトの認可機関は以下のようになります。

【 上海市における外商投資プロジェクトの認可機関 】

認可機関	認可プロジェクト
国务院	✓ 投資総額5億米ドル以上の奨励類・許可類プロジェクト ✓ 投資総額1億米ドル以上の制限類プロジェクト
国家发展改革委员会	✓ 投資総額3億～5億米ドルの奨励類・許可類プロジェクト ✓ 投資総額5千万～1億米ドルの制限類プロジェクト
上海市发展改革委员会	✓ 投資総額3億米ドル未満の奨励類・許可類プロジェクト⁽⁴⁾ (上海市政府が確定する機関および区(県)发展改革委员会に委譲されている場合を除く) ✓ 投資総額5千万米ドル未満の制限類プロジェクト⁽⁴⁾
上海市政府が 確定する機関 ⁽¹⁾	✓ 所属区域内の投資総額3億米ドル未満の奨励類、許可類プロジェクト⁽⁴⁾⁽⁵⁾
浦东新区	✓ 上海市の権限内にある奨励類、許可類プロジェクト⁽⁵⁾
中心都市区 ⁽²⁾	✓ 所属区域内における投資総額が3億米ドル未満の奨励類、許可類サービス業プロジェクト⁽⁴⁾⁽⁵⁾ ✓ その他の1億米ドル未満の奨励類、許可類プロジェクト⁽⁴⁾⁽⁵⁾
郊外区(県) ⁽³⁾	✓ 所属区域内における投資総額が3億米ドル未満の奨励類、許可類工業プロジェクト⁽⁴⁾⁽⁵⁾ ✓ その他の1億米ドル未満の奨励類、許可類プロジェクト⁽⁴⁾⁽⁵⁾

【注】

- (1) 上海市政府が確定する機関には、上海市総合保税区管理委員会(外高桥保税区、洋山保税港区を含む)、張江ハイテク園区管理委員会、化学工業区管理委員会、臨港産業区管理委員会、長興島開発建設管理委員会弁公室、虹橋商務区管理委員会、国务院が上海での設立を承認した輸出加工区管理委員会等が含まれる。
- (2) 中心都市区には、盧湾区、静安区、黄浦区、徐匯区、長寧区、虹口区、楊浦区、普陀区、閘北区が含まれる。
- (3) 郊外区(県)には、宝山区、嘉定区、青浦区、松江区、閔行区、金山区、奉賢区、崇明県が含まれる。
- (4) 『政府が認可する投資プロジェクト目録』の規定に基づき、国务院関連部門の認可が必要であるプロジェクト、およびその他の専門規定のあるプロジェクトは除く。
- (5) 農林・水利、エネルギー、交通運輸、都市建設、社会事業等の領域に関するプロジェクトにおいて、『上海市政府が認可する投資プロジェクト目録細則』で上海市发展改革委员会が認可を行うと規定している場合、および投資総額が1億米ドル以上の住宅類不動産開発プロジェクトは上海市发展改革委员会が認可を実施。

(『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(国家发展改革委员会令第22号)、『外商投資プロジェクトに係る認可権限委譲業務を遂行することに関する通達』(発改外資[2010]914号)、『上海市发展改革委员会の改訂した「上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法」を承認・転送することに関する通達」(滬府発[2011]14号)、『外商投資プロジェクト認可権限をさらに委譲することに関する若干の意見』(滬発改外資[2011]022号)に基づき、中国アドバイザー部作成)

『通達』および『意見』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および12ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

上海市人民政府

滬府発[2011]14号

『上海市発展改革委員会の改訂した「上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法」を
承認・転送することに関する通達』

各区・県人民政府、上海市人民政府各委員会・弁公室・局：

上海市人民政府は上海市発展改革委員会が改訂した『上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』を承認し、ここに転送する。遵守執行されたい。2008年8月23日に上海市人民政府が承認・転送した上海市発展改革委員会制定の『上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』は同時に廃止する。

上海市人民政府

2011年4月11日

『上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』

第一章 総則

第1条 『国务院の投資体制改革に関する決定』、国家発展改革委員会が公布した『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』に基づき、上海市の実情を考慮の上、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は、上海市の中外合併、中外合作、外商独資、外商による国内企業の合併・買収、外商投資企業の増資等の各種外商投資プロジェクトの認可に適用する。

国が外商投資プロジェクトの認可に対して別途規定している場合、その規定に従う。

第3条 上海市外商投資プロジェクト主管機関、上海市政府が確定する機関、および区（県）政府外商投資プロジェクト主管機関を、上海市の外商投資プロジェクト認可機関（以下、「プロジェクト認可機関」という）とする。

上海市政府が確定する機関には、外高橋保税區管理委員会、張江ハイテク園區管理委員会、化学工業區管理委員会、臨港ニュータウン管理委員会、洋山保税港區管理委員会、長興島開發建設管理委員会弁公室、国务院が上海での設立を承認した輸出加工區管理委員会等が含まれる。

第4条 『外商投資産業指導目録』の分類に基づき、投資総額が3億米ドルおよびそれ以上の奨励類、許可類のプロジェクト、投資総額が5千万米ドルおよびそれ以上の制限類のプロジェクト、ならびにその他の専門規定のあるプロジェクトは、上海市外商投資プロジェクト主管機関が責任を持って審査した後、国家発展改革委員会に報告して認可を受ける。

上海市外商投資プロジェクト主管機関は、上海市の権限内にある外商投資プロジェクトに係る認可に対して責任を負う。

上海市政府が確定する機関および区（県）の外商投資プロジェクト主管機関は権限に基づきその所属区域内のプロジェクトに係る認可に責任を負う。具体的な権限に関しては、上海市外商投資プロジェクト主管機関が「法令遵守、行政の簡素化・権限の委譲、分類指導、後続監督管理の強化」の原則に基づき確定する。

全市の総合バランス、政府が価格設定を行うインフラ設備および社会事業等の領域に関係する外商投資プロジェクトは、上海市政府の関連規定に基づき認可を行う。

第2章 認可プロセス

第5条 プロジェクト申請者は本弁法第4条の規定に基づき、プロジェクト認可機関に対してプロジェクト申請報告を行わなければならない。このうち、認可権限に基づき国務院および国家発展改革委員会が認可を行うプロジェクトにつき、計画単列企業集団および中央管理企業は国家発展改革委員会に直接、プロジェクト申請報告書を提出し、かつプロジェクト申請報告書の写しを上海市外商投資プロジェクト主管機関に送付することができる。

第6条 プロジェクト認可機関が外商投資プロジェクト申請報告書を受理する場合に、上海市業種主管部門の意見を求める必要があるとき、上海市業種主管部門に対して意見徴求書を提出の上、関連書類を送付しなければならない。上海市業種主管部門は上述の資料を受領してから7営業日以内に、プロジェクト認可機関に意見書を提出しなければならない。

第7条 プロジェクト認可機関は外商投資プロジェクト申請報告書を受理してから5営業日以内に、評価・論証の必要のある重点問題に対して、資格を有するコンサルティング機関に委託し、評価・論証を実施させなければならない。委託を受けたコンサルティング機関はプロジェクト認可機関が定める期間内に、認可機関に評価報告書を提出しなければならない。

第8条 国が認可を行う外商投資プロジェクトに属する場合、上海市外商投資プロジェクト主管機関は受理した日から20営業日以内に、審査を完了した後に国家發展改革委員会に転送・報告する。

上海市が認可するプロジェクトに属する場合、プロジェクト認可機関はプロジェクト申請報告書を受理した日から20営業日以内に、プロジェクト申請報告書に対する審査を完了する。

20営業日以内に、審査を完了して国家發展改革委員会に転送・報告することができない場合、もしくは認可に係る決定を出すことができない場合、プロジェクト認可機関の責任者は10営業日の期間延長を承認し、かつ期間延長理由をプロジェクト申請者に告知しなければならない。

本条第1項、第2項、第3項に定める認可期間に、コンサルティング機関への評価委託に係る期間は含まない。

第9条 プロジェクト認可機関は権限に基づき、認可する外商投資プロジェクトに対して書面により認可文書を発行する。認可しないプロジェクトについては、書面による決定によりプロジェクト申請者に通知の上、理由を説明し、かつプロジェクト申請者が法に基づき行政再議の申請もしくは行政訴訟の提起を行う権利を有する旨、告知しなければならない。

第10条 プロジェクト認可機関はプロジェクト認可文書を発行すると同時に、プロジェクトの基本情報、認可文書・資料の写しを、上海市固定資産投資プロジェクト管理情報システムを通して上海市外商投資プロジェクト主管機関に送付しなければならない。

プロジェクト認可機関が認可を行う投資総額が3千万米ドル以上の外商投資プロジェクトは、上海市外商投資プロジェクト主管機関がプロジェクトを認可した日から20営業日以内に、プロジェクト許可文書の写しを国家發展改革委員会に送付する。

第三章 プロジェクト申請報告

第11条 プロジェクト申請報告は国家發展改革委員会のプロジェクト申請報告通用文書に係る関連規定に基づき作成しなければならない。プロジェクト申請報告の主な内容には以下が含まれる：申請報告単位およびプロジェクト概況、発展計画、産業政策および業種参入認可に係る分析、資源開発および総合利用に係る分析、省エネルギープランに係る分析、建設用地・土地収用・立退および住民移転処理に係る分析、環境および生態への影響に係る分析、経済的影響に係る分析、社会的影響に係る分析等。

第12条 外商投資プロジェクト申請報告には以下の資料を添付しなければならない。

- (1) 中外投資各当事者の企業登録証(営業許可証)、商務登記証および会計監査を受けた直近の企業財務諸表(貸借対照表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書を含む)、口座開設銀行が発行する資金信用証明書。
- (2) 投資意向書、増資、合併・買収プロジェクトに係る董事会決議。
- (3) 銀行が発行する融資意向書。
- (4) 計画部門が発行する都市計画意見書。
- (5) 不動産部門が発行するプロジェクト用地事前審査意見書。
- (6) 環境保護部門が発行する環境影響評価文書に係る審査・承認意見書。
- (7) 国有資産もしくは土地使用権で出資する場合、主管部門が発行する確認文書を有していること。
- (8) 関連法律・法規において提出しなければならないと規定しているその他の文書。

第4章 認可の条件および効力

第13条 プロジェクト認可機関の外商投資プロジェクト申請報告に対する認可条件は以下の通りである。

- (1) 国の関連法律・法規、『外商投資方向指導規定』、『外商投資産業指導目録』および上海市の関連規定に合致していること。
- (2) 国民経済・社会発展の中長期計画、業種計画および産業構造調整政策の要求に合致していること。
- (3) 公共利益および国の独占禁止に関する規定に合致していること。
- (4) 土地利用計画、都市総体計画、環境保護政策に係る要求、および省エネルギー審査政策に係る要求に合致していること。
- (5) 国の規定する技術、製造工程基準に係る要求に合致していること。
- (6) 国の資本項目管理、対外債務管理に係る規定に合致していること。

第14条 外商投資プロジェクト申請者は、プロジェクト認可機関が発行する認可文書に基づき、法に従い土地使用、都市計画、品質監督管理、安全生産、資源利用、企業設立(変更)、資本項目管理、設備輸入および適用される租税政策等の手続を行う。

認可を受けていない外商投資プロジェクトに対して、建物・土地資源、都市計画、品質監督管理、安全生

産監督管理、工商、税関、税務、外貨管理等の部門は関連手続を行わない。

第15条 プロジェクト認可機関が発行する認可文書の有効期間は2年とする。有効期間が満了する30日前に、プロジェクト申請者は1年の延長を申請することができる。有効期間内において、認可文書はプロジェクト申請者が本弁法第14条に掲げる関連手続を行う際の依拠となる。有効期間満了後に、上述の手続きを行う場合、プロジェクト認可機関が発行する延期を認める旨の文書を同時に提出しなければならない。

第16条 外商投資プロジェクト申請者がプロジェクトの分割もしくは虚偽資料の提供等の不正手段によってプロジェクト認可文書を取得した場合、プロジェクト認可機関は当該プロジェクトに対する認可文書を取り消すことができる。

第17条 プロジェクト認可機関は、外商投資プロジェクト申請者のプロジェクト執行状況に対し監督検査を行い、調査・確認した問題について法に基づき処理することができる。

第5章 変更およびその認可

第18条 プロジェクト認可機関が認可した外商投資プロジェクトに以下の状況のいずれかが発生した場合、元のプロジェクト認可機関に対して変更の申請を行わなければならない。

- (1) 建設場所に変更が発生した場合。
- (2) 投資家または持分に変更が発生した場合。
- (3) 主要な建設内容および主要製品に変更が発生した場合。
- (4) 投資総額が元の認可投資額を20%以上、上回った場合
- (5) 関連法律・法規および産業政策の規定により変更の必要があるその他の状況。

第19条 変更の認可に係るプロセスは本弁法第2章の規定に基づき執行する。

第6章 附則

第20条 香港特别行政区、マカオ特别行政区および台湾地区の投資家が上海市で投資プロジェクトを実施する場合、本弁法を参照して執行する。

第21条 企業の便宜を図り、効率を高めるため、外商投資プロジェクトの認可および企業の契約・定款の審査・承

認について、一括して受理し、かつ連結して手続を行うことができる。

第22条 本弁法は上海市発展改革委員会が解釈に対して責任を負う。

第23条 本弁法は印刷・公布日より施行する。

上海市発展改革委員会

2011年3月4日

上海市發展改革委員會

滬发改外資[2011]022号

『外商投資プロジェクト認可権限をさらに委譲することに関する若干の意見』

各区(県)發展改革委員會、上海綜合保税區管理委員會・張江ハイテク園區管理委員會・化学工業區管理委員會・臨港産業區管理委員會・長興島開發建設管理委員會弁公室・虹橋商務區管理委員會、國務院が上海での設立を承認した輸出加工區管理委員會：

『國務院の外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』(国発[2010]9号)、『国家發展改革委員會の外商投資プロジェクトに係る認可権限委譲業務を遂行することに関する通達』(发改外資[2010]914号)の精神、および『上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(滬府発[2008]33号)の規定に基づき、より開放され、かつ最適化された投資環境を創造し、投資の利便化水準を向上させ、上海市の發展方式転換における外資の積極的な作用を発揮させるため、上海市政府の同意を受け、ここに上海市外商投資プロジェクトの認可権限委譲業務を遂行することにつき、以下の意見を提出する。

1. 認可権限の委譲

国がこの度、外商投資プロジェクトの認可権限を委譲した後、『外商投資産業指導目録』の分類に基づき、投資総額が3億米ドル(増資を含む)以下の奨励類、許可類プロジェクト、投資総額5千万米ドル以下の制限類プロジェクトは、別途規定のある場合を除き、上海市發展改革委員會が認可を行うこととなった。上海市發展改革委員會は「法令遵守、行政の簡素化・権限の委譲、分類指導、後続監督管理の強化」の原則に基づき、さらにプロジェクト認可権限を上海市政府が確定する機関および区(県)發展改革部門に委譲する。

(1) 上海市政府が確定する機関には、上海市綜合保税區管理委員會、張江ハイテク園區管理委員會、化学工業區管理委員會、臨港産業區管理委員會、長興島開發建設管理委員會弁公室、虹橋商務區管理委員會、國務院が上海での設立を承認した輸出加工區管理委員會等が含まれ、委託に基づきその所属区域内の投資総額が3億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトの認可を行う。

(2) 浦東新区はその所属区域内における上海市の権限内にある奨励類、許可類プロジェクトの認可を行う。

中心都市区はその所属区域内における投資総額が3億米ドル以下の奨励類、許可類サービス業プロジェクト、およびその他の1億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトの認可を行う。

郊外区(県)はその所属区域内における投資総額が3億米ドル以下の奨励類、許可類工業プロジェクト、およびその他の1億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトの認可を行う。

- (3) 第1、第2号における農林・水利、エネルギー、交通運輸、都市建設、社会事業等の領域に関するプロジェクトにおいて、『上海市政府が認可する投資プロジェクト目録細則』で上海市発展改革委員会が認可を行うと規定している場合、引き続き上海市発展改革委員会が認可を行う。投資総額が1億米ドル以上の住宅類不動産開発プロジェクトは、上海市発展改革委員会が認可を行う。
- (4) 『政府が認可する投資プロジェクト目録』の規定に基づき、国务院関連部門の認可が必要であるプロジェクト、およびその他の専門規定のあるプロジェクトは、その規定に従う。

2. 産業指導の強化

各区(県)発展改革部門、上海市政府が確定する機関等の上海市各外商投資プロジェクト主管機関は『外商投資方向指導規定』および『外商投資産業指導目録』等の国の関連する法律・法規・規則の規定、および上海市の関連する業種計画および産業政策の要求に基づき、積極的に外資の投資方向を先進製造業、戦略的新興産業および現代サービス業に導かなければならない。

産業の方向性および計画配置を遵守し、配置の集中、用地の集約、産業の集積に係る要求に基づき、外商投資プロジェクトの開発区への集積を促進しなければならない。

「二高一資*」および低水準、生産能力過剰に関わる拡張プロジェクト、ならびに無計画な重複類のプロジェクト建設を厳格に制限する。

3. プロジェクト管理の改善

認可権限の委譲後、プロジェクト申請報告、認可内容、条件、プロセス等は引き続き国の関連する要求および『上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』の規定に基づき執行しなければならない。同時に、上海市の各外商投資プロジェクト主管機関は情報化管理水準を向上させ、遅滞なく上海市投資プロジェクト管理情報システムにプロジェクト基本情報を入力し、認可関連業務を実施しなければならない。自発的に前期協調の強化、標準化建設の探求、認可プロセスの最適化を行い、プロジェクト認可の透明度を絶えず高め、法に基づきプロジェクト認可情報を公開しなければならない。

* 「二高一資」とは、高エネルギー消費、高汚染、資源型のプロジェクトのことを指す。

4. 指導サービスおよび制度構築の強化

上海市発展改革委員会は上海市の実情を考慮の上、全市における外商投資プロジェクト認可業務に係る政策指導および業務研修、ならびに全市の総合バランスが必要な重大プロジェクトの協調サービスを強化しなければならない。上海市の各外商投資プロジェクト主管機関のプロジェクト認可状況に対して監督検査を行い、規定違反行為に対して改正を命じ、かつ状況の軽重に応じて暫時停止ないし規定違反機関の認可権限の取消を行うことができる。

上海市発展改革委員会

2011年4月26日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 佐藤直昭 】

上海市人民政府

沪府发[2011]14 号

关于批转市发展改革委修订的《上海市外商投资项目核准暂行办法》的通知

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

市政府同意市发展改革委修订的《上海市外商投资项目核准暂行办法》，现转发给你们，请按照执行。

2008 年 8 月 23 日市政府批转的市发展改革委制订的《上海市外商投资项目核准暂行办法》同时废止。

上海市人民政府

二〇一一年四月十一日

《上海市外商投资项目核准暂行办法》

第一章 总则

第一条 根据《国务院关于投资体制改革的决定》、国家发展改革委发布的《外商投资项目核准暂行办法》，结合本市实际，制定本办法。

第二条 本办法适用于本市中外合资、中外合作、外商独资、外商购并境内企业、外商投资企业增资等各类外商投资项目的核准。

国家对外商投资项目核准另有规定的，从其规定。

第三条 市外商投资项目主管机关、市政府确定的机构，以及区（县）政府外商投资项目主管机关，为本市外商投资项目核准机关（以下简称“项目核准机关”）。

市政府确定的机构，包括外高桥保税区管委会、张江高科技园区管委会、化学工业区管委会、临港新城管委会、洋山保税港区管委会、长兴岛开发建设管委会办公室、国务院批准在上海设立的出口加工区管委会等。

第四条 按照《外商投资产业指导目录》分类，总投资 3 亿美元及以上的鼓励类、允许类项目，总投资 5000 万美元及以上的限制类项目以及其他有专门规定的项目，由市外商投资项目主管机关负责审核后，转报国家发展改革委核准。

市外商投资项目主管机关负责核准本市权限内外商投资项目。

市政府确定的机构和区(县)外商投资项目主管机关依权限负责核准其所属区域内项目。具体权限，由市外商投资项目主管机关按照“依法合规、简政放权、分类指导、加强后续监管”的原则予以确定。

涉及全市综合平衡、政府定价的基础设施和社会事业等领域的外商投资项目，按照市政府有关规定核准。

第二章 核准程序

第五条 项目申请人应当按照本办法第四条规定，向项目核准机关上报项目申请报告。其中，按照核准权限属于国务院和国家发展改革委核准的项目，计划单列企业集团和中央管理企业可直接向国家发展改革委提交项目申请报告，并将项目申请报告抄送市外商投资项目主管机关。

第六条 项目核准机关受理外商投资项目申请报告时，需要征求本市行业主管部门意见的，应当向本市行业主管部门出具征求意见函并附相关材料。本市行业主管部门应当在接到上述材料之日起 7 个工作日内，向项目核准机关提出书面意见。

第七条 项目核准机关在外商投资项目申请报告受理之日起 5 个工作日内，对需要进行评估论证的重点问题，应当委托有资质的咨询机构进行评估论证。接受委托的咨询机构应当在核准机关规定的时间内，向核准机关提出评估报告。

第八条 对属于国家核准的外商投资项目，市外商投资项目主管机关在受理之日起 20 个工作日内，完成审核后转报国家发展改革委。

对属于本市核准的项目，项目核准机关自受理项目申请报告之日起 20 个工作日内，完成对项目申请报告的核准。

如在 20 个工作日内不能完成审核转报国家发展改革委，或者不能作出核准决定的，由项目核准机关负责人批准延长 10 个工作日，并将延长期限的理由告知项目申请人。

本条第一款、第二款、第三款规定的核准期限，不包括委托咨询机构进行评估的时间。

第九条 项目核准机关按权限对核准的外商投资项目出具书面核准文件；对不予核准的项目，应当以书面决定通知项目申请人，说明理由并告知项目申请人享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第十条 项目核准机关在出具项目核准文件的同时，应当将项目基本信息、核准文件文本等通过本市固定资产投资项目管理信息系统抄送市外商投资项目主管机关。

项目核准机关核准的总投资 3000 万美元以上的外商投资项目，由市外商投资项目主管机关在项目核准之日起 20 个工作日内，将项目核准文件抄报国家发展改革委。

第三章 项目申请报告

第十一条 项目申请报告应当按照国家发展改革委关于项目申请报告通用文本的有关规定进行编写。项目申请报告的主要内容包括：申报单位及项目概况，发展规划、产业政策和行业准入分析，资源开发及综合利用分析，节能方案分析，建设用地、征地拆迁及移民安置分析，环境和生态影响分析，经济影响分析，社会影响分析等。

第十二条 外商投资项目申请报告应当附以下材料：

- （一） 中外投资各方的企业注册证(营业执照)、商务登记证以及经审计的最新企业财务报表（包括资产负债表、损益表和现金流量表）、开户银行出具的资金信用证明；
- （二） 投资意向书，增资、购并项目的公司董事会决议；
- （三） 银行出具的融资意向书；
- （四） 规划部门出具的城市规划意见；
- （五） 房地部门出具的项目用地预审意见；
- （六） 环保部门出具的环境影响评价文件的审批意见；
- （七） 以国有资产或者土地使用权出资的，有主管部门出具的确认文件；
- （八） 有关法律法规规定应当提交的其他文件。

第四章 核准条件及效力

第十三条 项目核准机关对外商投资项目申请报告的核准条件是：

- （一） 符合国家有关法律法规、《指导外商投资方向规定》、《外商投资产业指导目录》和本市

有关规定；

- (二) 符合国民经济和社会发展中长期规划、行业规划和产业结构调整政策的要求；
- (三) 符合公共利益和国家反垄断的有关规定；
- (四) 符合土地利用规划、城市总体规划、环境保护政策的要求，以及节能审查政策的要求；
- (五) 符合国家规定的技术、工艺标准的要求；
- (六) 符合国家资本项目管理、外债管理的有关规定。

第十四条 外商投资项目申请人凭项目核准机关出具的核准文件，依法办理土地使用、城市规划、质量监管、安全生产、资源利用、企业设立（变更）、资本项目管理、设备进口以及适用税收政策等方面手续。

未经核准的外商投资项目，房地资源、城市规划、质量监管、安全生产监管、工商、海关、税务、外汇管理等部门不予办理相关手续。

第十五条 项目核准机关出具的核准文件有效期为 2 年。有效期届满 30 日之前，项目申请人可申请延期 1 年。在有效期内，核准文件是项目申请人办理本办法第十四条所列相关手续的依据；有效期满后，在办理上述手续时，应当同时出示项目核准机关出具的准予延期的文件。

第十六条 外商投资项目申请人以拆分项目或者提供虚假材料等不正当手段取得项目核准文件的，项目核准机关可以撤销对该项目的核准文件。

第十七条 项目核准机关可以对外商投资项目申请人执行项目情况进行监督检查，并对查实问题依法进行处理。

第五章 变更及其核准

第十八条 经项目核准机关核准的外商投资项目出现下列情形之一的，应当向原项目核准机关申请变更：

- (一) 建设地点发生变化；
- (二) 投资方或者股权发生变化；
- (三) 主要建设内容以及主要产品发生变化；
- (四) 总投资超过原核准投资额 20%及以上；
- (五) 有关法律法规和产业政策规定需要变更的其他情况。

第十九条 变更核准的程序比照本办法第二章的规定执行。

第六章 附则

第二十条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者在本市举办的投资项目，参照本办法执行。

第二十一条 为了方便企业，提高效率，对外商投资项目的核准和企业公司章程的审批，可以一并受理，并联操作。

第二十二条 本办法由市发展改革委负责解释。

第二十三条 本办法自印发之日起施行。

上海市发展和改革委员会

二〇一一年三月四日

上海市发展和改革委员会
沪发改外资[2011]022 号
《关于进一步下放外商投资项目核准权限的若干意见》

各区（县）发展改革委，上海综合保税区管委会、张江高科技园区管委会、化学工业区管委会、临港产业区管委会、长兴岛开发建设管委会办公室、虹桥商务区管委会，国务院批准在上海设立的出口加工区管委会：

根据《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发[2010]9 号）、《国家发展改革委关于做好外商投资项目下放核准权限工作的通知》（发改外资[2010]914 号）的精神，以及《上海市外商投资项目核准暂行管理办法》（沪府发[2008]33 号）的规定，为创造更加开放、优化的投资环境，提高投资便利化程度，发挥外资在本市发展方式转变中的积极作用，经市政府同意，现就做好本市外商投资项目下放核准权限工作提出以下意见：

一、 下放核准权限

国家本轮下放外商投资项目核准权限后，按照《外商投资产业指导目录》分类，总投资 3 亿美元（包括增资）以下的鼓励类、允许类项目，总投资 5000 万美元以下的限制类项目，除另有规定外，由市发展改革委核准。市发展改革委按照“依法合规、简政放权、分类指导、加强后续监管”的原则，进一步将项目核准权限下放到市政府确定的机构和区（县）发展改革部门。

1. 市政府确定的机构，包括上海综合保税区管委会、张江高科技园区管委会、化学工业区管委会、临港产业区管委会、长兴岛开发建设管委会办公室、虹桥商务区管委会、国务院批准在上海设立的出口加工区管委会等，依照委托核准其所属区域内总投资 3 亿美元以下的鼓励类、允许类项目。

2. 浦东新区核准其所属区域本市权限内的鼓励类、允许类项目。

中心城区核准其所属区域内总投资 3 亿美元以下的鼓励类、允许类服务业项目和其他 1 亿美元以下鼓励类、允许类项目。

郊区（县）核准其所属区域内总投资 3 亿美元以下的鼓励类、允许类工业项目和其他 1 亿美元以下鼓励类、允许类项目。

3. 第 1、第 2 项中的农林水利、能源、交通运输、城建、社会事业等领域项目，按照《上海市政府核准的投资项目目录细则》规定由市发展改革委核准的，仍由市发展改革委核准；总投资 1 亿美元以上的住宅类房地产开发项目，由市发展改革委核准。

4. 按照《政府核准的投资项目目录》规定，需由国务院有关部门核准的项目，以及其他有专门规定的项目，从其规定。

二. 加强产业引导

各区（县）发展改革部门、市政府确定的机构等本市各外商投资项目主管机关要按照《指导外商投资方向规定》和《外商投资产业指导目录》等国家有关法律法规规章的规定，以及本市相关行业规划和产业政策的要求，积极引导外资投向先进制造业、战略性新兴产业和现代服务业。

要遵循产业定位和规划布局，按照布局集中、用地集约、产业集聚的要求，促进外商投资项目向开发区集聚。

严格限制“两高一资”和低水平、过剩产能扩张及盲目重复类项目建设。

三. 完善项目管理

核准权限下放后，项目申请报告、核准内容、条件、程序等仍按照国家有关要求和《上海市外商投资项目核准暂行管理办法》规定执行。同时，本市各外商投资项目主管机关要提高信息化管理水平，及时登录本市投资项目管理信息系统录入项目基本信息，开展核准相关工作；要主动加强前期协调，探索标准化建设，优化核准程序，不断提高项目核准透明度，依法公开项目核准信息。

四. 加强指导服务和制度建设

市发展改革委结合本市实际，加强全市外商投资项目核准工作的政策指导和业务培训，以及需要全市综合平衡的重大项目的协调服务；对本市各外商投资项目主管机关的项目核准情况进行监督检查，对违规行为责令纠正，并可视情节轻重暂停以至收回违规机关的项目核准权限。

上海市发展和改革委员会

二〇一一年四月二十六日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。